

令和7年度（2025年度）  
熊本県青少年問題協議会議事録  
（概要）

1 開会

2 環境生活部県民生活局長挨拶

3 委員紹介

※ 委員16人全員の出席及び事務局から熊本県青少年問題協議会設置条例施行規則の規定により、本会議の成立を確認

4 議題

（諮問）有害図書の指定について

**田口会長**

規定により、議長を務める。

3冊の図書について、県から指定に関する意見が求められている。

事務局から説明をお願いします。

事務局から、

① ナックルズ2026年2月号

② d r a p 2026年2月号

③ 恋愛白書パステル2026年3月号

について、資料に基づき説明

**田口会長**

ただいまの説明について、質問、意見はないか。

審査の結果は、審査票に記入し事務局に提出をお願いします。

**高島委員**

それぞれの図書について、県内や全国での発行部数のデータはあるのか。

<<事務局>>

発行部数は把握していない。

書店への立入を通じ、陳列の多かった図書を選定した。

**高島委員**

書店というのは、コンビニも含むのか。

<<事務局>>

含む。

ただし、コンビニで「d r a p」、「パステル」は見当たらず、ナックルズは見受けられた。

**田口会長**

コンビニについては、万博などの関係で、自主規制を強くしたという話も聞いたがいかがか。

<<事務局>>

そのように把握している。

～～審査～～

事務局から集計結果を報告

- ①「実話ナックルズ2026年2月号」有害15名、否決0名、保留1名
- ②「drap2026年2月号」有害15名、否決0名、保留1名
- ③「恋愛白書パステル2026年3月号」有害15名、否決0名、保留1名

**田口会長**

報告のとおり、今回審議した図書3冊については、過半数が有害認定との結果であった。

よって、今回審議した図書3冊については、有害図書に指定相当ということを経済協議会の意見としてよろしいか。

(異議なし)

では、これを決定事項として、県に回答する。

## 5 報告事項及び意見交換

事務局から、

- (1) 少年非行概況について
  - (2) 熊本県少年保護育成条例にかかる取組について
- について、資料に基づき説明

**田口会長**

荒毛委員から、何か補足があればお願いしたい。

**荒毛委員**

令和3年以降、少年の検挙補導が増加しているという状況がある。

昨今、少年の犯罪の低年齢化ということが取りざたされているが、平成9年、10年頃と比較すれば、検挙補導件数は、大幅に減少しており、少子化に伴う少年の減少率を考慮しても、全刑法犯に占める少年の割合は確実に少なくなっている。

ただ、少なくなったとは言え、少年の犯罪がある以上は、少年に犯罪をさせない、罪を犯した少年を立ち直らせ、再犯をさせないということが私どもの使命として、取り組んでいく。

罪種別については、窃盗犯、粗暴犯が1, 2番目を占める割合であり、増加が著しい。

増加要因は特定できないが、社会背景として、少年たちのスマートフォンの普及により、色々なものを目にし、情報を手に入れることができるということで、物欲が高まり、窃盗犯が増える要因に挙げられる。

また、粗暴犯については、格闘技エンターテイメント等の暴力的動画の配信があり、それらを少年が見ることにより、粗暴行為に対するハードルが下がることが背景として挙げられる。

薬物乱用少年の検挙状況について補足する。

昨年は、令和6年と比べ、大麻の検挙が大幅に増加している。要因の一つとし

ては、昨年法律が改正され、それまで大麻については所持のみが検挙の対象で、使用について処罰はなかったが、使用も処罰の対象となったことが増加の一つの要因と考えている。

**田口会長**

他に意見があれば、発言をお願いします。

**澤委員**

カラオケ店に入店する際、年齢確認のための身分証の確認はなされているのか。  
＜＜事務局＞＞

カラオケ店については、入店の際に、学生証や免許証などで年齢を確認し、夜間の時間帯には、帰宅が遅くならないよう声掛けがなされていた。

**澤委員**

学校も辞めて、免許証も持っていない者に対しても確認はできているのか。  
＜＜事務局＞＞

店舗側は、何を根拠に身分確認をしたかも登録する仕組みであり、身分確認ができないと入店させていなかった。

**高島委員**

窃盗にしても粗暴犯にしても、スマートフォンが発端にあるのではないか。

資料11ページのインターネットに関する取組を、教育委員会、警察本部など、各部にまたがって取り組んでおり、横串で連携を図っていると思うが、啓発資料が保護者の目に留まって、家庭で子供たちにどのように指導されているのか、現状を把握できているのであれば、教えていただきたい。

＜＜事務局＞＞

資料11ページのインターネット利用環境庁内会議において情報共有を図っている。

なお、当課で作成したフィルタリングを啓発するクリアファイルの活用状況については、携帯電話販売店など事業者に配布し、店頭での説明の際に活用されている。事業者からは、「県からの指導」ということや県内の事例や数値があるので活用しやすい、と評価されている。

**井口委員**

教育委員会から送られてくる資料については、家庭との連絡アプリである「すぐーる」を使って保護者へ送信している。これにより、保護者への啓発普及ができていると思うが、個々の家庭での活用状況については不明である。

学校としては即時知らせること、生徒に対しては、生徒指導の職員が、対面で、定期的に情報モラル等について話をしている。特に、こどもたちが被害に遭わないようにという姿勢で話をするようにしている。

**武藤委員**

県警が作っている資料は、本校であれば、熊本南警察署のスクールサポーターから配布されるので、職員・保護者等に配布し、情報共有している。

市教委から発行される資料は、「すぐーる」で直接、保護者にデータを送る。

スマートフォンについては、今は小学生でもスマートフォンを持たせる家庭も

増えたという感覚がある。スマートフォンを持たせる以上は、保護者の責任の下に、ということは、入学時や、保護者説明会の時に伝えた上、フィルタリングの設定や、何時以降は使用しないなど、親子での家庭のルールを決めるよう伝えている。

それから、学校としてスマートフォンやインターネットの使用ルールなどは、毎年、生徒会で確認をして、そして全校生徒に周知するという事は行っているものの、家庭の中では使いたい放題というところもあるように見受けられる。しっかりしている家庭、この子は持たせても大丈夫と思われる家庭は、中学生時代には持たせられておらず、逆に、ちょっと持たせちゃまずいと思われる家庭の方が、使い放題になっているのではと思う。

こどもにも、保護者にも啓発を続け、何か事案が起きてからでは遅いということも含めて、今日紹介された啓発資料についても現状を職員、保護者と共有しながら取り組んでいきたい。

**田口会長**

村上委員をお願いします。

**村上委員**

私は、マリオネットという企業で、県内外を含めこどもや学校の先生方、保護者向けそれぞれにリテラシー教育をしている。

こどもたちは、学校教育である程度リテラシー教育を授業の中で組み込まれていて、今一番リテラシー教育的にレベルが高いのはこどもたちである。

理解できていないのは、保護者の方である。大人になってからスマートフォンが手に入っている世代なので、教育を受けたことがない。学校などから保護者向けの講演会の依頼をたくさん受けている。やはり、保護者からの情報漏洩というのが非常に多い。自分がやっているSNSで、こどもの運動会の写真や入学式の写真を投稿してしまい、こどもがその学校にいるのが分かってしまう。

また、フィルタリングについて、9割の方が設定していないと言われるが、理由としては、フィルタリングのかけ方が難しいということと、年齢が上がったときに一部を解除するやり方がわからないということがあり、こちらもよく質問をもらう。グーグルのグーグルファミリーリンクという機能があって、それが割と簡単に時間制限やアプリの利用時間の管理、フィルター設定などができる。契約のときに、携帯電話会社などからフィルタリングの説明があるが、説明がわからない場合でも、必要性の意識ができたタイミングで紹介するとすんなり聞いてもらえる。自分の興味が沸いた時でないと、学習は進まないということがあり、常にそのような情報がもらえる環境を整えるということも活動として増えている。

**田口会長**

保護者、PTAの立場から発言をお願いします。

**池委員**

熊本県PTA連合会であるが、今日の啓発資料の中で、よく見るのは、「スマホに弱い大人の教科書」と「スマートフォン利用5か条」のチラシである。

保護者向けの親の学び事業の中で、ペアレンタルコントロールの仕方などがわ

かりやすく紹介され、受講した保護者は、そのような言葉をまず知って帰られる。

しかし、昨今PTAの研修という、保護者の負担になり、参加してもらえないところもあり、そういう意味でも、啓発が行き届いていないかもしれない。

学校からも、「安心メール」というアプリで、警察などからの資料は、保護者に届いているが、その中身を自分たちで読むのは、やや難しいところがある。

スマートフォンを機種変更するときなどに、携帯電話会社に教えてもらったという保護者が増えている。私もファミリーリンクというアプリを入れて、子どもがどんなアプリをいつダウンロードしたというのを見ているが、実際子どもが不審なアプリをダウンロードしたら、すぐに「これ違うよね」など注意できるような保護者も増えてきている。以前に比べると、保護者の意識は上がってきていると思うが、そのような場面に遭遇しないと行動につながらない実情がある。

#### 高橋委員

個人的なことではあるが、私方は子どもがしっかりしており、あまりスマートフォンの利用について苦勞はせず、逆に親が教えてもらっている。

長男にスマートフォンを与えたのが、中学校に入ってからであったが、そこで約束事を決めて、アプリなどが必要であれば、プレゼンしてもらって、必要性を判断していた。次男もそれを見て育ったので、苦勞はなかった。

ただ、小学校で役員をしていたとき、学校側からは「SNSなどに投稿しないでください」と言われたが、運動会などの写真を投稿している保護者がいて、注意をすると「それは表現の自由だ」などと苦情を言う方もいた。家庭環境で、認識の違いを非常に感じたので、私方は苦勞していないが、やはり正しい使い方をしっかり伝えていかなければならないと感じた。

#### 福井委員

私も小学生の子がおり、連絡手段としてフィルタリング設定した上で、携帯電話を使い始めた。「すぐーる」を利用しているが、中身をしっかり読む方は、意識が高い保護者である。だから、必要な保護者にちゃんと届いているかという疑問を感じる。

家庭によって、携帯電話などを持ち始める時期が違うので、学校側でもサポートが難しいと思う。例えば、中学に入って皆持つなら、中学入学時に子どもと保護者にフィルタリングの設定の仕方を実際やってもらうなどの機会を設けてもらうのがよいかもしれない。しかし、持たせてない家庭もあれば、小学校から持っている家庭もあるので、サポートしづらいと思う。

それでも、中学校、高校の入学式のあとなどに保護者に周知を図るような機会が設けられたらよいと思う。

#### 澤委員

保護者に何かを伝えたいという時に、聞いてほしい子どもや保護者に届かないというのは、いろんな場面で話される。私は、子育ての始まった早い時期から、できるだけ色々なことを保護者に伝えていく必要があると思う。

学校でできることは、就学時健康診断や入学式とか、全ての保護者が来るときに、必要な内容を入れていくことが大事だと思っている。

今までの話のように、インターネットに関わる問題の方が、書籍やゲームセンターなどより、皆が苦勞している。

ところで、「シーディーロム」や「ビデオディスク」などの記載があるように、この条例が古いと感じる。

今は、生成AIで卑猥な動画も作ることができる。子どもたちもチャットGPTやジェミニなどを使えるので、そのようなことに追いつくように中身も考えていかなければならないと思う。

#### 池委員

時代に追いつくという意味で、今年のはじめに熊本市内で、集団暴行をスマホで撮ってて、それがSNSで流れ、中学校の保護者の間で話題になった。

私は以前、村上委員の講義を受けたことがあり、インスタグラムで写真を上げたら、これはどこで撮影されたものかなどが特定されるという話があった。

ところが、今日の啓発資料にはそのような注意喚起がない。時代に応じた危険性をホームページなどで発信してもらえたらよいと思う。

#### 村上委員

絶対入れておいていただきたい項目として、VRチャットという仮想空間のコミュニケーションツールがあり、利用者が低年齢化している。Vチューバーという、生身の体を出さないアバターという仮想のものが、子どもたちが買える金額で販売されている。自分ではない別人になって、その空間の中に入って、実際の人間とコミュニケーションをとって、そこに入りすぎる子どもたちが非常に増えてきている。仮想空間に入るには、そのための機材が必要であり、金銭的なハードルはあるが、それが将来的にスマートフォンで入るようになれば、そこでの犯罪がぐっと増えてくるのではないか。

そういったサイバー空間に対して、子どもを守る条例や、仕組みづくりを視野に入れないと遅いのではないかと思う。

#### 田口会長

事務局から説明をお願いします。

#### <<事務局>>

条例にあるシーディーロム、ビデオディスクなどの言葉については、例示であり、包括的には記録媒体という言葉で全てを含めている。

時代に合わせた改正ということでは、最近では、平成30年に児童ポルノの要求行為に対する罰則を新設している。当時、児童ポルノを送らせて製造することが社会背景にあり、改正を行ったもの。その後、16歳未満については、刑法で刑罰化された。

広報啓発に関しては、課題を感じたところである。

今後も教育委員会や警察と情報共有しながら、取り組んでいきたい。

法律や条例でフィルタリングが定められており、VRチャットなど具体的には規制はしていないが、フィルタリングソフトで制限される。年齢に応じて徐々に解除していくことや、使用時間の管理については、保護者が行うことが条例上定められている。

**田口会長**

教育委員会の取組について重岡委員から説明をお願いします。

**重岡委員**

教育委員会では、SNSの使い方、情報モラルまた情報リテラシー教育を、学校の方に徹底を依頼している。

また地元の警察署とも連携をしながら、直接、警察官に来ていただいて講話等をしていただいている。

子どもたちの問題行動の状況について補足する。

小学校では、感情をコントロールする力やコミュニケーション能力の欠如からくる、児童間暴力、対教師暴力の件数が増えている。

それに対し、スクールカウンセラーや関係機関と連携しながら。こどもの個性に配慮しながら、指導、支援していくことを推進している。

中学校、高校に関しては、SNS、スマートフォンの使い方が未熟である。

個人情報の漏洩や交際相手に裸の写真を要求するなどの事案が多発している。

スマートフォンは、中学校入学段階で購入し、高校では9割以上が所持している。

校内での盗撮行為も非常に件数が増えている。

学校でもその都度指導しており、PTAと協力し、総会などいろいろな形で話をしているが、聞いてもらいたい保護者には理解が得られていない。

そのようなところをスクールロイヤーやスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーとも連携しながら、粘り強く指導していきたい。

**田口会長**

ほかに何かあるか。

**高島委員**

携帯電話を持たせてはいけない家庭の子どもが使い放題というのは、聞いていて非常にショックであった。

私もPTAの経験があるが、その点は携帯電話に限らず、永遠の課題だと思う。

議会の立場として、執行部とも協力しながら、そのような家庭に対して、どうすればよいのか真剣に議論を重ねていかななくてはならないと強く感じた。

条例改正については、私どもも協力しながら、改正していかなければならないと思う。

8年前に改正したということだが、極端に言うなら、年々改正していくようなことも大事なんじゃないかということを感じた。

最後に、私が執行部に要望として伝えたいのは、これからは、インターネットや携帯電話というのも、この会議で議題や報告事項として扱うべきだということ強く要望しておく。

**田口会長**

事務局から回答をお願いします。

<<事務局>>

条例と現実が乖離しているという部分は、私個人としても実感しているところ

である。

一つは、国において、プラットフォーム側の規制のあり方が検討されているところである。

また、規制したとしても、受け手側がいかに関心を持って自己防衛するかということも大事なことである。そこは家庭や学校で努力をしていただいているところである。

行政と家庭の両面からの対策が必要と思われるので、AIやSNSの誹謗中傷などの国の動きや他県の取組を踏まえ、対策を検討したい。

#### 田口会長

私も以前中学校の教員をしていた当時、全体に言っているように話すのが、本当は特定の子に伝えたいと思っている。しかし、当の本人は聞いておらず、真面目な生徒がしっかり聞いており、その差が開いていく。

また、中学、高校時代にそのような特定の子どもだった保護者が、今親世代になり、負の連鎖になっている可能性もあると思う。

鏡委員はいかがお考えか。

#### 鏡委員

子ども会では、宿泊研修がある。そのとき、以前は携帯電話など持ってきている場合は、預かっていたが、今はほとんど全員が持ってきており、自由にさせている。今は、子どもたちの方は、利用方法を守って親とコミュニケーションを取っている。

今後は、保護者に、フィルタリングのことを伝えたりなどができればよいと思った。

なお、図書について、今日認定した図書は有害図書となると思うが、これはその後どのような陳列方法になるのか、県としてはどう指導するのか。

#### <<事務局>>

有害図書に指定されると、陳列方法等が制限され、一般の書棚と区別しなければならない。

陳列場所は書店において検討してもらう必要がある。

県としては、立入調査を通じて実態を確認する。

#### 田口会長

ほかに何かあるか

#### 岩永委員

家庭裁判所では、非行を犯した少年から話を聞く。その時に、スマートフォンがあることによって、過去にはなかったような事件が起きている。そのような中で、熊本県でのリテラシー教育の状況が分かり参考になった。

非行に至る少年の中には、家庭の課題が大きいと思われる子どももいる。そうした子どもの家庭に対しては、早期から関わりを持つ方がよいと思う。

また、AIなどは、これからの産業を伸ばすに当たって、不可欠でクリエイティブなものである。しかし、使い方を間違えると凶器にもなりかねない。クリエイティブに使えるものを禁止すると、かえって抜け道を探すことを誘発したりする。クリエイティブなものが、クリエイティブに使えるようにすることが大事だと思

うし、その感性や規範意識をいかに育てていくかということを経験所でも考  
えていきたい。

**田口会長**

時間になったので、これで終了する。

たくさんの意見をいただき、この会議ならではの意見も深まった。

この会議をきっかけに、お互い相談しながら、引き続き子どもたちの健全育成  
のために、それぞれ力を合わせていただきたい。

6 閉会



発 行 者：熊本県  
所 属：くらしの安全推進課  
発行年度：令和7年度